

通報受付窓口

～研究費等の適切な使用を行うための手続き～

公益通報者保護法の趣旨に基づき、本学における教育研究活動または業務運営の実施するうえで研究費等の不正使用等の行為が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる通報窓口を設置しております。

通報受付窓口

総務部総務課	TEL	028-649-5011	FAX	028-649-5027
	E-mail	syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp		

通報等受付方法等

受付方法	電話、電子メール、FAX、電子メール、書面、面会 ※通報者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、書面での通報の際には「別紙様式」を使用してください。
受付時間	8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 ※ただし、土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、その他休業期間は受付を行っておりません。

<注意事項>

- 1 通報を受け付ける際には、通報者の氏名・所属・連絡先・不正を行ったとする研究者または研究グループ名、不正行為の態様、不正とする科学的根拠について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力をお願いする場合があります。
- 2 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、その他の措置を講ずることがあります。

通報における留意事項

通報される方は、次の事項をご確認の上、ご連絡ください。

① 通報者の氏名及び所属 ※ 通報者は受付後において、氏名、所属及び連絡先等の秘匿を希望することができます。
② 通報者の連絡先（電話番号、FAX又は電子メール等） ※ 通報内容を把握するため、担当者より連絡させていただくことがあります。
③ 本学において通報対象事実（公的研究費の不正使用又は不正使用の疑い）が生じていることを具体的に記述して下さい。
④ 通報は電話または口頭でも行うことができますが、相当の信頼性のある情報、証拠等を付してください。
⑤ 通報内容が一般的なご意見、苦情等の類であり、通報対象事実ではないと判断した場合は、情報提供として本学の業務改善等に活用させていただきますので、予めご了承ください。
⑥ 通報による秘密は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律により守られます。
⑦ 通報者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。
⑧ 通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。